

東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして通勤・通学や買い物など暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となっている。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆9千億円の生産額が増加するとされており、県北部の「カーアイランド九州」や県南部の「東九州メディカルバレー」等の構想実現に欠かすことはできないものとなっている。

さらに、東南海・南海地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっている。

県内では、県南及び県北の未供用区間において、それぞれ国土交通省及び西日本高速道路株式会社により、トンネル工事の工程短縮に向けた取り組みなど事業の推進が図られているところであり、早期完成に向け大きな期待が寄せられている。

こうした中、これまで供用時期が示されていなかった佐伯～蒲江間について、今般、国土交通省から「平成28年度供用予定」として新たに公表されたところであり、一段階踏み込んだ対応として評価するところである。

しかしながら、高速道路は「繋げてこそネットワーク」であり、その一刻も早い構築のためには、北九州～大分～宮崎間の一体的な供用に向け、佐伯～蒲江間についても他の区間に合わせ、平成26年度に前倒しして供用することが必要である。

よって、国会及び政府においては、九州を循環するネットワークの構築に向けた東九州自動車道の早期完成について、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 「築上～宇佐間」を平成26年度までに完成させること。
2. 平成26年度までに完成する他の区間と一体的な供用を図るため、供用予定を前倒しして、「佐伯～蒲江間」を平成26年度までに完成させること。
3. 災害対応にも効果的な佐伯南IC（仮称）設置への支援を行うこと。

4. 国が責任を持って、スピーディーに整備を進めるための必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月27日

大分県中津市議会